

石川県臨床整形外科医会会則

- 第1章 総則（第1－2条）
- 第2章 目的及び事業（第3－4条）
- 第3章 会員（第5－9条）
- 第4章 役員及び顧問、名誉会長、相談役（第10－12条）
- 第5章 総会（第13－16条）
- 第6章 役員会（第17、18条）
- 第7章 委員会（第19条）
- 第8章 会計（第20条）
- 第9章 会則の変更及び解散（第21条）
- 第10章 施行細則（第22条）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、石川県臨床整形外科医会（以下「本会」という）と称し、英文で The Ishikawa Prefectural Clinical Orthopaedic Association（略称 ICOA）とする。

（事務局）

第2条 本会は、事務局を金沢市鞍月東2丁目48番地石川県医師会内に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、整形外科専門知識の研鑽交流を行い、臨床整形外科の診療技術の向上をはかり、よって県民の保健、医療、福祉の増進に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 2 会員相互の親睦と相互扶助
- 3 日本臨床整形外科学会（JCOA）への協力
- 4 日本整形外科学会（JOA）、石川県整形外科医会への協力
- 5 石川県運動器研修会の開催
- 6 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（会員）

第5条 本会の目的に賛同し、日本臨床整形外科学会の会員である石川県で整形外科を標榜する私的病医院の開設者若しくは勤務医を原則とし、本会の役員会で認められた者を会員とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を毎年7月末日までに納入しなければならない。

2 退会または除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由により資格を喪失する。

(1) 退会 (2) 死亡 (3) 会費滞納 (4) 除名

(戒告または除名)

第8条 本会は、別に定めるところにより裁定委員会を置く。

2 会員が次の各号の一に該当する場合は、裁定委員会の審議・裁定を経て会長は戒告または除名を行うことができる。

(1) 本会の会則または規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたとき

(表彰)

第9条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

第4章 役員及び顧問、名誉会長、相談役

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

理事 若干名 (20名以内)、監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、1名以上2名以内を副会長とする。

3 役員は会員3名の推薦を受けた会員のうちから総会において選出する。役員に欠員を生じたときは補充する。

4 役員の任期は2年とする。(JCOA 役員の任期にあわせる) ただし再任を妨げない。補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

5 役員は辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

6 JCOA の県代表、代議員、予備代議員は理事の中より互選する。

(職務)

第11条 会長はこの会を代表し、会務を統理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 理事は役員会を組織し、第17条にもとづく事項につき議決し、執行する。

4 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 会計監査

(2) 理事の業務執行状況監査

(3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを役員会または総会に報告する。

(顧問、名誉会長、相談役)

第12条 本会に顧問、名誉会長、相談役を置くことができる。

2 顧問、名誉会長、相談役は、役員会の議決を経て、会長が委嘱する。顧問、名誉会長、相談役の任期は、会長が定める。

3 顧問、名誉会長、相談役は会長の求めに応じ総会、役員会に出席して意見を述べることができる。

第5章 総会

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。総会は会員をもって構成し、会長が招集する。総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）があれば開会することができる。

(機能)

第14条 通常総会は年1回開催し、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 会員の5分の1以上から、会議の目的を記した書面により会長に招集の請求があったとき

(3) 監事より第11条第4項第3号の規定により請求があったとき

(議決事項)

第15条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

(1) 会則の変更、解散

(2) 事業計画及び収支予算並びにその変更、事業報告及び収支決算

(3) 役員の選任及び解任の承認

(4) 会費の額に関する事項

(5) その他本会の運営に関する重要事項

(議決)

第16条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

第6章 役員会

(役員会)

第17条 役員会は、理事をもって構成し、次の事項を議決し、執行する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第 18 条 役員会は会長が招集する。

2 役員会は理事の 3 分の 2 以上の請求があつた時に招集される。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 19 条 本会は、会務執行のため必要な委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は会員の中から会長が委嘱する。

3 委員会に必要な事項は別に定める。

第 8 章 会計

(会計)

第 20 条 本会の経理は、会費と寄付金をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 会則の変更及び解散

(会則の変更及び解散)

第 21 条 この会則は、総会において出席した会員（委任状を含む）の 4 分の 3 以上の議決を経なければ変更することができない。

2 本会は、総会において出席した会員（委任状を含む）の 4 分の 3 以上の議決を経て解散する。

第 10 章 施行細則

(施行細則)

第 22 条 この会則施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、北陸整形外科医会会則の改編に伴い、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和元年 9 月 21 日 一部改正

細則

(会費)

第 6 条の会費を JCOA 24,000 円、ICOA 12,000 円とする。(平成 14 年 JCOA 会費改定)